

教職員の懲戒処分について

令和2年10月9日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (59歳)	減給10分の1 3月	<p>平成28年11月25日(金)午後9時35分頃、安芸郡熊野町590番地1先の道路において、自家用車を運転中、軽自動車と衝突し、軽自動車の運転者及び同乗者がそれぞれ加療約1週間を要する頸椎捻挫等の傷害を負う交通事故が発生したにもかかわらず、直ちに車両の運転を停止して、軽自動車の運転者らを救護する等必要な措置を講ぜず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律に定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったことから、道路交通法違反(救護義務違反)により罰金33万円の略式命令及び運転免許取消処分(3年間)を受けた。</p> <p>これらのことは、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

【担当】

教職員課 県立学校人事係長

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp